令和5年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

送安巫 □	令和 5 年 I 2 月那須塩原市議会定例会議 付議事件 (# 2	<u> </u>
議案番号	サダケ 名 型 ター カンス マッカス ロッカス アッカス アッカス アッカス アッカス アッカス アッカス アッカス ア	主管
議案第127号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	総務部
	<u>, </u>	

議案 第127号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例(平成17年那須塩原市条例第66号)の一部を 次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に 規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における 当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定す る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあっては、第3条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3箇月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以

下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあっては、第4条の規定により算定した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の 額(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生 した者にあっては、第6条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生し た日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額) に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得 た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあっては、第7条の規定により算定した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者に あっては、第9条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生した日の属 する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)に、当該 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保 険者均等割額)の12分の1の額(第15条第1項に規定する国民健康保険税 の賦課期日後に納税義務が発生した者にあっては、第10条の規定により算定 した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって 算定して得た額の1箇月分に相当する額)に、当該出産被保険者の産前産後期 間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第26条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第26条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所及び生年月日
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6箇月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲 げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認するこ とができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度 分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以 後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税の うち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険 税については、なお従前の例による。